

平成24年11月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年11月19日〔月曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所4階 403会議室

3. 出席委員 (13名)

| | | |
|-----|------|-------|
| 会 長 | 4 番 | 日高 仙三 |
| 委 員 | 1 番 | 中野 周 |
| " | 2 番 | 日笠山 隆 |
| " | 5 番 | 長田 實美 |
| " | 6 番 | 白河 澄雄 |
| " | 7 番 | 古田 洋美 |
| " | 8 番 | 浦口 幸夫 |
| " | 9 番 | 脇田 峰生 |
| " | 10 番 | 石寺 政和 |
| " | 11 番 | 岩本 延男 |
| " | 12 番 | 下園 茂 |
| " | 13 番 | 南 重徳 |
| " | 14 番 | 瀬川 寅夫 |

4. 欠席委員 職務代理者 3 番 橋口 好文

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農地法第4条に係る許可申請について

議案第4号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第5号 あっせんについて

議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第7号 西之表市農作業日雇賃金及び農機具料の改定について

6. その他

12月行事予定表について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 | 皆さん、お早うございます。ただ今から、平成24年11月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 | 皆様、お早うございます。師走に向けて、大変忙しい時期となりました。さて、先週末には、衆議院が解散され、12月4日告示、16日には投・開票ということで、あわただしい師走となりそうです。

さて、秋の収穫時期を迎えておりますが、サトウキビの操業につきましては、来月の13日頃からということで提案されるようです。27日の糖業振興会総会で正式決定となるようであります。これから、色々多忙な時期に入っておりますが、お互いに健康には充分注意しながら、農作業にあたりたいものだと思います。

本日の議題として、第7号議案に、「平成25年度 西之表市農作業日雇賃金及び農機具料の改定について」が上程されております。これにつきましては、14日に、農業振興公社で、小委員と浦口委員の出席をいただき、事前の協議を行っておりますが、定例総会に諮って決定いたしたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力方をよろしくお願いいたします。

なお、先月、全国農業新聞購読、農業者年金加入促進につきましてお願いいたしました。全国農業新聞につきましては、今月が締め切りとなっておりますので、さらに推進をしていただきますようよろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、11月定例会を開催いたしますが、今月は、16日に現地調査が行われております。第2号案から第4号案につきましては、調査委員長並びに地区担当の調査委員の方は、丁寧な説明方よろしくお願いいたします。

また、本日は、3番委員が葬祭主ということで欠席の届けがありましたので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は、日高会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。11番の岩本委員と12番の下園委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページをご覧ください。

今月は、所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が1件で、合計6件の申請になります。

まず、番号1番についてであります。これは、安納地区の圃場整備内の農地でありまして、台帳・現況地目ともに畑、5筆、面積6,272㎡を、同一世帯内の親から子への贈与により、所有権移転しようとするものであります。

その下の番号2番につきましては、住吉、上能野地区の土地でありまして、台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積390㎡を、交換により所有権移転しようとするものであります。

その次ぎの番号3番であります。これは、安納地区の農地であります。台帳・現況地目ともに田1筆、面積952㎡を、自作地相互の交換により所有権移転しようとするものであります。

番号4番であります。これは、武部地区の農地であります。台帳・現況地目ともに畑1筆、面積813㎡を、贈与により所有権移転しようとするものであります。

次の番号5番であります。これは、武部地区の農地であります。台帳・現況地目ともに畑1筆、面積852㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。

その下の、番号6番であります。これは、桃園地区の農地であります。台帳・現況地目ともに畑1筆、面積959㎡を、10a当たり、10,000円で、5年間、貸借しようとするものであります。

以上、本件の番号1番から番号6番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

4番(議長) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番につきましては、私の担当地区でありますので、ご報告させていただきます。番号1番につきましては、譲渡人、譲受人は、親子関係でありまして、今回、資産の贈与をしたいということでありまして、相談があったところです。譲渡人は、農地以外にも財産がありまして、それを含めての一括の贈与ということでありまして、農地につきましては、農地法第3条の申請になったものです。

譲受人は、園芸農家でありまして、認定農家であります。譲渡人、譲受人、双方確認し、また、現地も確認いたしました。申請に相違はなく、問題はありませんでした。以上です。

1 番 はい、1番です。番号2番につきまして、ご説明させていただきます。申請地は、住吉字、番、畑、390㎡であります。これは、同じ校区内に住む農家の貸借でありまして、以前から自家菜園畑として借りていたところで、車等も入らない少し不便な土地であります。この度、売買により所有権移転しようとするものであります。問題はないものと判断いたします。

4 番 3番につきましても、私の担当地区ということで、ご説明させていただきます。譲渡人、譲受人、双方確認し、また、現地も確認いたしました。自作地相互の交換による所有権移転であります。耕作の利便性を考えまして、交換することになったようです。特に、問題はないものと判断いたします。

8 番 はい、8番です。番号4番につきまして、去る17日に、現地を確認しております。この畑は、武部地区の圃場整備が始まったところから、譲受人が耕作しておりましたが、この度、譲渡人に相続されたのを機に、無償贈与するものであります。譲渡人と譲受人は、いとこの関係になります。双方、確認の結果、相違はございませんでした。

8 番 次に、番号5番に入ります。番号5番につきましては、16日に、譲受人立会いの下に、現地を調査しております。申請地は、武部地区の・ファームの左上側の畑になります。

譲渡人が、畑を手放したいということで、隣に譲受人の畑がありまして、その譲受人と相談をいたしまして、売買が成立しております。面積は852㎡ですが、売買金額は、40万円ということです。譲受人は、担い手農家でありまして、安納芋とか、園芸作りに一生懸命に頑張っている方であります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。番号6番につきまして、3番委員の担当地区であります。先程ありましたように、本日は、告別式ということで欠席であります。これにつきましては、事務局の方に、調査結果が届いているということですので、係長の方から、ご報告いただきたいと思います。

事務局 それでは、6番について、報告いたします。これにつきましては、今朝ほど、3番委員から電話がありました。「双方、確認の結果、申請通り違いございませんでした。」とのことでした。

議 長 ただ今、番号1番から番号6番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。

2 番 はい、2番です。番号3番につきましては、交換ということになっております。交換であれば、相手方の農地の申請も出てくるのではないのでしょうか。

4 番 (議 長) 3番につきましては、確かに交換であります。交換の相手方の対象地は、昨年6月の「農地利用集積計画」で所有権移転が承認され、決定されております。今回の3条申請分は、交換対象地に抵当権が付されており、その抵当権を抹消するために期日を要したため、今月の申請となったということになります。

2 番 はい、分かりました。

議 長 他に、質疑、ご意見はございませんか。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号6番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号6番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、第2号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。なお、これにつきましては、先日、16日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長のご報告をお願いいたします。

9 番 はい、9番です。先日の16日に、私と7番、古田委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の「非農地証明願について」、ご説明いたします。

先ず、2ページをお願いいたします。「非農地証明願について」の番号1番ですが、申請の場所は、澁泊、松浦金物店倉庫の裏手付近にある土地でありまして、宅地面よりかなり低く、谷になった土地であります。地目は、台帳上は畑となっておりますが、昭和40年ごろから耕作していないということですが、現況は、木が生い茂った山林となっております。字は白水原（そうずばろ）というところだそうです。耕作道路もなく、昔は、サトウキビを作って、遠いところまで担ぎ上げていたということで、到底、機械等も入れる場所でもありません。協議の結果、調査員一同、非農地として認めてもよいのではないかという意見の一致をみております。委員の皆様のご審議方をよろしくをお願いいたします。

次に3ページの「非農地証明願について」の番号2番です。これも、番号1番の土地に隣接した土地であり、字は同じ白水原（そうずばろ）です。これにつきまして、番号1番とまったく同じような条件であります。高さは、1番よりは高くなっておりますが、作物を作っても道路もなく持ち出せない状況で、小木等が生い茂っております。畑に還すこともできず、協議の結果、非農地として認めてもよいとの意見の一致をみております。委員の皆様のご審議方をよろしくをお願いいたします。

次に、非農地申請最後の番号3番です。4ページをご覧ください。これは、上西、大崎神社をちょっと過ぎて、右に上がったところにある土地であります。現在は、大きな竹と小木が生い茂っております。平成元年ごろから耕作されていないということで、完全に山林化している状態であります。また、耕作道路もなく、自分の田を上って行って耕作をしていたという所であり、現状では、田に還すこともできないような現況でありました。調査委員一同、また、申請人も立ち会っておりますが、非農地として認めてもよいのではないかという意見の一致をみております。以上、委員の皆様のご審議方をよろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番から、番号3番について、調査委員長の方から詳しい説明がありました。番号1番から番号2番について、地区担当委員の補足説明があれば、よろしくをお願いいたします。なお、3番につきましては、調査委員長が地区担当委員ですので、今の報告に代えさせていただきます。

10 番 はい、10番です。番号1番、番号2番につきましては、ただ今、調査委員長の方から詳しくご説明がありました通りであります。番号1番と2番の土地は隣接した土地であります。耕作道路もなく、重機等も入れない状況であり、非農地として認めるべだろうと判断しております。以上です。

議 長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1から番号3番につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

8 番 8番です。4ページの番号3番の土地であります。場所が、上西の大崎神社周辺と説明をされましたが、ここでは、大字は国上となっておりますが、地域はどうなっているのでしょうか。

9 番 はい、9番。登記簿上の字、地番は、国上に入っておりますが、地域的には、上西、大崎地区となっているものです。

8 番 分かりました。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、他に、質疑、ご意見はございませんか。【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番、から番号3番につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番から番号3番につきましては、原案のとおり承認し、決定いたします。

- 議長 続きまして、第3号議案の「農地法第4条に係る許可申請について」を議題といたします。
今月の「農地法第4条に係る許可申請について」は、1件であります。
先ず事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、第3号議案「農地法第4条に係る許可申請について」ご説明いたします。
資料は、5ページをお開き下さい。今月の4条申請は、1件であります。
- 「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番についてご説明いたします。
申請地は、榕城、中野地区の土地であります。字、番1と同字の番の2筆で、台帳・現況地目とも畑であり、転用面積は1,250㎡です。
- 申請の理由といたしましては、再生可能なエネルギーである太陽光発電設備を設置して、長年にわたって、土地の有効利用を図りたいというものです。土地の条件は、農振地域外の2種農地と判断します。また、被害防除計画書、被害に関する誓約書も添付されており、住宅用として普及している太陽光発電であり、近隣への影響を与える恐れはないことから転用は問題ないと判断します。委員の皆様のご審議方をよろしくをお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、事務局から、詳しく説明がありました。
なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。調査委員の皆様におかれましては、たいへんご苦労様でした。それでは、調査委員長の説明を求めます。
- 9番 はい、9番です。先日16日に、前件同様に、現地調査を致しましたので、「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、ご報告いたします。
- 先ず、番号1番につきましては、鴨女町に事務所があります電気事業者の方が、榕城、中野地区の自己所有地の畑、2筆に、太陽光発電施設を建設したいという転用申請であります。
- 現地を調査しましたところ、申請地は、中野集落の住宅の中にある畑・2筆、面積は全体で、1,250㎡の土地であります。現況は、畑というよりも宅地、雑種地に近い原野というところで、草が生え、一辺には、隣接のブロック塀が設置されております。
- 農地としましては、事務局から説明がありました通り、第3種農地と見込まれる農振地域外の土地で、転用を図って、太陽光発電施設の設置は可能であると判断いたします。
- しかし、周囲は、住宅に囲まれている状況であり、太陽光パネルの設置に当たっては、特に、反射光の影響、光って眩しいとか、周りへの反射の影響とかに対する同意書が必要である旨の条件を付して、転用を認めるべきとの意見の一致を見ました。以上であります。委員の皆様方のご審議方、よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただ今、調査委員長の方から、第3号議案「農地法第4条に係る許可申請」の番号1番につきまして、ご説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。なお、担当委員につきましては、3番委員から10番委員に、事前に立会い依頼があったそうですので、よろしくをお願いいたします。
- 10番 はい、10番です。地区担当委員の3番委員から、どうしても都合が悪いからという要請があり、私の方で現地調査に立会いましたので、地区担当委員としての意見を述べさせていただきます。ただ今、調査委員長から詳しくご説明があった通りであります。現況は、畑というよりも、原野という状況であります。ちなみに、太陽光パネルは261枚設置するということであり、電力量は、49.59キロワットで、来年の3月に完成予定だそうです。調査委員長の報告のとおり、周辺地権者の同意書も得ているということで、問題はないものと判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。
- 5番 はい、5番です。この件に対しての異議ということではありませんが、この前の農業新聞でしたか、太陽光のパネル設置場所について、農地内に設置するということを政府内でも議論がされたと思います。つまり、農地のままで太陽光パネルを設置して、その下を畑地として利用するという許可の方法がでていたようですが、その内容についてご存じであれば、教えていただきたいと思います。

事務局 それに関しましては、農業会議の方でも、まだ、国の指針がはっきり固まっていない状況であり、固まり次第、お知らせいたしますということで研修を受けております。ただ、「高さのある架台に太陽光発電を設置し、その下で農作物を育てるという方法が黙認されているという記事」を見たことがあります。高架の脚の基礎部分に、コンクリートを張る部分については、転用が必要であるとの通知を受けております。

5 番 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

6 番 はい、6番です。この電気事業者の方は、先月も、住吉の自己所有地を転用する太陽光発電施設建設の申請をされておりますが、その目的は、自家用発電ですか、それとも、九州電力への売電を目的としたものですか。

事務局 それにつきましては、聞き取りの結果、1kw当たり42円で、九州電力が買い取ることになっているという報告を受けています。

議長 他にございませんか。先ほど調査委員長の報告の中で、同意書を付けることを許可の条件にする旨の発言がございましたが、周辺住民の同意書が来てから許可することになるのでしょうか。

事務局 許可については、今日でよろしいと思います。同意書の提出があつ場合には許可となるという停止条件付承認、決定になると思います。

議長 はい、それでは、周辺住民の同意書の提出を許可条件として採決をいたします。それでは、他に、質疑、ご意見はございませんか。

7 番 はい、7番です。この土地の2筆のうち、1カ所、番2につきましては竹山で、重機を入れればどうにか畑として利用できそうな気もいたしますが、本人は耕作する気もないということで、今、脚光を浴びている、遊休農地の再生エネルギーへの有効利用という面での活用を図るべきだと思います。それと、この畑は住宅地の中の、第3種農地でありまして、将来的には宅地と見込まれる場所にあり、周辺住民の同意が得られれば、転用を認めてもよいのではないかと思います。しかし、住宅地で反射光がどういう影響があるのかわかりませんので、同意書添付の条件を付けて、意見がまとまったところであります。

議長 他には、ございませんか。【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第3号議案「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、原案のとおり承認し、同意書を提出いただいたからの条件的許可に決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

それでは、全員賛成ですので、第3号議案「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、条件付き許可ということで、同意書を提出いただいたときに、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

議長 続きまして、第4号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」を議題といたします。

今月の「農地法第5条に係る許可申請について」は、1件であります。先ず事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第4号議案「農地法第5条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、6ページをお開き下さい。今月の5条申請は、1議案1件であります。

この場所は、住吉、地区で、住吉字、番地の1筆、台帳・現況地目とも畑で、面積は380㎡であります。

申請理由としましては、申請地の近くに、「就労継続支援（B型）施設（食堂）」を運営しているが、その施設で使用する給湯システムの燃料として「薪」を使用しており、そこで申請地を求め薪を乾燥し、乾燥薪を保管する施設を設けたいとの理由であります。

土地の条件は、農振農用地区域外で、10ha未満で、圃場整備も行っていない区域であり、第2種農地と判断されます。また周辺には農地はなく、農地への被害もないことから転用は問題ないものと判断されます。

委員の皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただ今、事務局から詳しく説明がありました。なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の説明を求めます。

9番 はい、9番です。前件同様に、16日に現地調査を致実施いたしましたので、第4号議案「農地法第5条に係る許可申請について」、ご報告いたします。譲受人につきましては、申請場所近くの国道沿いの 地区で、養護福祉施設を営む方です。申請理由は、ただ今、事務局からご説明がありましたように、この施設に用いる給湯施設、ボイラーの燃料を薪で賄うということで、その乾燥薪を保管する施設を設けたいというものであります。

申請地は、 集落の、河内窠に上る途中にあります。現地を調査しましたところ、この土地は地も浅く、ほとんど原野化しており、一部には小木も生えております。また、面積的にも狭いため、ここに再度、重機まで入れて畑として耕作することはできないのではないかなと思われる所です。利用状況調査でいえば遊休農地で、「黄色」と判断できる場所です。周囲には農地もなく、集落の周辺地でありまして、第3種農地として判断されます。土地の有効利用を図る観点からも、転用は、認めてもよいとの調査員の意見の一致を見たところでありまして。

養護施設の周辺地ということで、今後の施設の充実が見込まれますし、地元の立木を利用した給湯施設用の乾燥薪の保管庫ということで、屋根だけを付けた簡易なものだというものさそうです。委員の皆様のご審議方をお願いいたします。

議長 ただ今、調査委員長の方から、第4号議案「農地法第5条に係る許可申請」の番号1番につきまして、ご説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。

1番 はい、1番です。担当委員としての意見を述べさせていただきます。ただ今、事務局並びに調査委員長からご説明がありましたように、何ら特別、付け加えることはございません。許可相当と判断しております。よろしくお願いたします。

議長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。
【異議なしの声あり】

議長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

それでは、全員賛成ですので、「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1につきまして、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

議長 それでは、続きまして、第5号議案の「あっせんについて」を議題といたします。今月の「あっせん申出」は、「売りたい」という申し出が2件、「貸したい」という申し出が1件の、合計3件であります。先ず、事務局の説明方をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第4号議案「あっせんについて」ご説明いたします。7ページから8ページをお開きください。今月の「あっせん申出」は、「売りたい」という申し出が2件、「貸したい」という申し出が1件の、合計3件であります。

先ず、「売りたい」という申し出の1件目につきましては、 市に在住の方の畑であります。畑・1筆、面積・1,567㎡を、標準額の10a当たり30万円で売りたいということであります。場所が榕城の五本松地区でありますので、本日は欠席ですが、地区担当委員の3番、橋口委員、場所に近い、9番、脇田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、「売りたい」という申し出の2件目は、これは国上、中目地区にある土地であります。地目は畑・3筆、3,610㎡の土地を、標準額の10a当たり、30～40万円で売りたいということであります。場所は、国上、中目地区でありますので、地区担当委員の6番、白河委員と、場所に近い、2番、日笠山委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして8ページをお願いいたします。「貸したい」という申し出の1件目につきましては、住吉、能野地区にある土地であります。地目は畑・1筆、面積は3,578㎡です。この土地を、標準額10a当たり、12,000円で貸したいということであります。場所が、能野地区でありますので、地区担当委員の14番、瀬川委員と、場所に近い、1番、中野委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお、字図等は、後で、事務局で受け取ってください。よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、それでは、第5号議案の「あっせん申し出」の3件につきましては、事務局の説明は終わりました。

あっせん申し出の「売りたい」の1件目につきましては、場所が、場所的には、榕城、五本松地区にある土地でありますので、地区担当委員の3番・橋口委員と、場所に近い、9番・脇田委員にあっせん方をお願いしたいということであります。

また、「売りたい」の2件目につきましては、場所が、国上、中目地区でありますので、地区担当委員の6番・白河委員と、場所に近い、2番・日笠山委員にあっせん方をお願いしたいということであります。

次に、8ページの「貸したい」の1件につきましては、場所的には、これは住吉、能野地区にある土地でありますので、地区担当委員の、14番・瀬川委員と、場所に近い1番・中野委員にあっせん方をお願いしたいということであります。

あっせんを依頼されました委員の皆様は、大変ご苦労様ですが、よろしくお願ひいたします。

9 番

はい、分かりました。3番委員とも、後で連絡を取り合い、あっせんに努めてみたいと思っております。

6 番
2 番

はい、分かりました。一生懸命、あっせんに努めてみたいと思っております。

14 番
1 番

はい、分かりました。

議 長

はい、それでは、よろしくお願ひいたします。

続きまして、第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、ご説明をいたします。第6号議案「農地利用集積計画」 利用権の設定です。資料は、1-1ページをお開きください。

期間が、平成24年12月1日から平成29年3月19日までの4年間、地目・畑、面積6,894㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

その次であります。期間が平成24年12月1日から平成30年11月30日の6年間、地目・畑、面積17,592㎡です。利用権の設定をする者の数8人、利用権の設定を受ける者の数2人です。

次に、1-2ページをお願いいたします。これは、計画総括表（経営面積等）であります。

今月の 利用権の設定に係る申請件数は、9件で、いずれも円滑化事業により、（公）西之表市農業振興公社を通じての貸借であります。

詳しい内容につきましては、1-3ページから1-11ページをご覧ください。

次に2の1ページをお開きください。

これにつきましては、所有権の移転です。今回は3件の申請がありました。平成24年11月26日に所有権の移転をしようとするものです。田・14筆、面積4,138㎡、畑・16筆、面積13,445㎡、合計面積17,583㎡であります。

次に2の2ページをお開きください。計画総括表（経営面積等）です。

内容については、2 - 3ページから2 - 12ページになります。先ず、2 - 3ページの、1番です。鹿児島市にお住いの方の土地、畑・1筆、244㎡を、100,000円で、住吉、町にお住いの歳の認定農家の方が、取得しようとするものであります。

次に2 - 5ページの2番であります。榕城、小牧野地区にお住いの方です。同一世帯内、親子間の生前贈与による、所有権移転であります。田7筆、面積4,138㎡、畑8筆、面積12,470㎡の土地であります。譲渡人は、歳の、譲受人は、認定農業者の歳の方であります。

次に2 - 10ページの3番であります。始良市にお住いの、49歳の方の土地、畑・1筆、731㎡を、贈与により、安納、大平地区にお住いの歳の認定農家の方に、所有権移転するものであります。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の「利用権の設定」についてと「所有権の移転」についての詳しい説明がありました。先ず、「利用権の設定」の整理番号1番の方から、担当委員から補足説明があればお願いいたします。

2番 はい、2番です。「利用権の設定」についての、整理番号の1番につきまして、ご説明いたします。この利用権を設定する者は、現在、利用権を受ける者（農業振興公社）で臨時雇用され、働いておられる方です。貸付地の台帳地籍は、2,192㎡となっておりますが、そのうちの、1,500㎡を公社に貸すものであります。現地は、利用権を受ける団体の方で、馬鈴薯が作付され、芽が出ている状態でありました。確認いたしました。問題はありませんでした。

5番 はい、5番です。整理番号2番、3番につきまして、現地調査を実施いたしましたので、報告させていただきます。この2番、3番につきましては、貸人の77歳の方が、農業振興公社を通じて、整理番号3番の利用権の設定を受ける方という案件であります。貸人は、現在、病氣療養中で、リハビリ等の機能訓練やっております。農業の方は、奥さんが牛を2頭飼って、細々と耕作しております。他の畑は大部分は貸している状況であります。

利用権を受ける者は、現在、美浜町にお住いの方ですが、営農拠点は、現和、西俣の方で、幅広く農業をやっておられます。現地につきましては、草地というよりは少し荒地状態ではありましたが、きれいに刈込がなされており、そのまま和牛の飼料畑として活かしたいということでありました。借手の方は、今年後半か、来年内には草地造成をやりたいという、大変、意欲的な担い手農家でありましたので、問題はないものと判断しております。

2番 はい、2番です。次の、整理番号4、5、6番について、ご説明いたします。4、5、6番の土地は、相互に隣接した土地でありまして場所は、国上、寺之門地区になります。利用権を設定する者の、4番と6番の方は親子になりますが、隣接する2筆の農地を今回、農業公社に貸すものです。現地は安納芋が作付されておりましたが、環境整備が行き届いておりました。

また、5番の土地は、4番、6番の先の方にある土地でありまして、所有者は同じ寺之門地区の方ですが、今回、公社に貸付けるものであります。現地は、馬鈴薯が植え付けられておりました。以上、貸人、借人、双方確認いたしました。申請に問題はありませんでした。

議長 はい、ありがとうございます。次に、整理番号7番、8番についてお願いいたします。

6番 はい、6番です。次に、整理番号7番、8番についてご説明いたします。7番、8番の畑は、名義は親と子になっております。8番は子の名義ですが、この方は、現在、東京の方に住んでおります。

7番、8番につきましては、これまで、親の方が耕作しておりましたが、高齢により農業を縮小するというので、今回、農業振興公社の方に貸し付けするものであります。これにつきましては、先程の第5号議案の「あっせん」にも、売買あっせん対象地として一部分出てきておりますが、売買が成立するまでの間、農業公社に貸し付けるということであります。双方、確認の結果、申請に相違はありません。

14番 はい、14番です。利用権の設定の番号8番につきまして、ご説明いたします。利用権を設定する者は、農業振興公社で、利用権の設定を受ける者は、住吉にお住いの52歳の認定農家の方です。17日に、利用権の設定を受ける者と一緒に、現地を調査しております。字構園の3筆については、サトウキビが作付されており、また、字鹿供養の1筆には、フリージアが植え付けられておりました。前は、別の方が6年ほど借りられていたということですが、この度、返還するということになり、新たに、この52歳の方が4年間、10a当たり10,000円で借り受けるものであります。以上、説明を終わります。

議長 それでは、次に、「所有権の移転」についてご説明をお願いいたします。

1番 はい、1番です。「所有権の移転」の整理番号1につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、2-2ページになります。

これにつきましては、11月16日に、所有権の移転を受ける者の立会いの下に、現地調査を実施しております。この土地は、これまでは貸借で借りていたということです。移転を受ける者と移転する者の土地は隣接しております。受ける者の牛舎の隣になる土地であります。これまで、堆肥置き場として活用していたそうですが、使い勝手をさらによくするために、今回、取得することになったものです。調査の結果申請に相違はありませんでした。以上、よろしくご説明いたします。

議長 はい、それでは、「所有権の移転」の整理番号2番と3番につきましては、3番委員の担当地区であります。本日、欠席ということです。調査の結果につきましては、事務局に報告が来ているということでありますので、事務局の方より、説明をしていただきます。

事務局 はい、それでは、「所有権の移転」についての整理番号2番、3番につきまして、3番委員の方から事務局へ報告が来しておりますので、ご説明させていただきます。3番と4番は、同一世帯内の、親子間の生前贈与であります。対象地は、田7筆、面積4,138㎡、畑8筆、面積12,470㎡です。譲受人は定農業者の60歳の方で、タバコ作と生産牛を育成している認定農家の方であり、移転は適正である。とのことあります。以上、ご審議方よろしくご説明いたします。

4番(議長) はい、それでは、整理番号3番につきましてご説明いたします。これは、先程の事務局のご説明にもありましたように、始良市にお住いの方の畑・1筆、731㎡を贈与により、安納、大平地区の認定農家の方が取得するものであります。先代の頃から、譲受人の所有であったということですが、名義変更ができていなかったものです。16日に、譲渡人には電話で確認し、また、譲受人とは現地も確認いたしました。申請内容についての相違はございませんでした。以上、よろしくご説明いたします。

議長 はい、ただ今、利用権の設定の整理番号1番から9番、の所有権の移転の整理番号1番から3番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いいたします。
【異議なしの声あり】

議長 はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決します。利用権の設定の整理番号1番から9番、の所有権の移転の整理番号1番から3番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員の賛成でありますので、第6号議案、利用権の設定の整理番号1番から9番、の所有権の移転の整理番号1番から3番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

それでは、続きまして、第7号議案の「西之表市農作業日雇賃金及び農機具使用料の改定について」を議題といたします。これにつきましては、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、第7号議案の「西之表市農作業日雇賃金及び農機具使用料の改定について」ご説明をいたします。これにつきましては、先程の、会長のあいさつにもありました通り、14日に小委員5名と浦口委員、農業振興公社の事務局長、事務局から、局長、局長代理が出席して、公社で協議を行っております。

昨年の運用状況と作業項目ごとに仔細に協議を行い、変更があった点につきましては、お手元の資料に朱書きしております。

先ず、変更の第1点目は、「一般農作業」の労賃の欄です。これにつきましては、県における最低賃金が見直されたことに伴い、前年度の5,200円から100円引き上げて、5,300円に改定しております。

変更の第2点目は、「さときび、植え付け作業」のプランターによる一貫作業マルチまでの単位200mの欄で、2,730円から、3,250円に引き上げております。これにつきましては、農業振興公社の作業料金と揃えた方がよいとのご意見がありましたので、公社の3,250円に合わせたものであります。

また、同じ項目の「さときび、植え付け作業」のプランターによる一貫作業マルチなしの欄で、10a当たり作業料金を9,450円から11,000円に、株出しの欄の排土+施肥+マルチ一貫作業の単位200mの欄で、1,418円を1,680円に引き上げておりますが、これも農業振興公社に合わせたものです。

変更につきましては以上であります。また、「水稻」の項目の全作業料金につきましては、申告面積は正確に行ってくださいとのお願いがありました。また、「ホイルトラクター」の項目の移動料金につきましては、前年度は触れておりませんでした。現在、別料金をいただいているとのことですので、このことを今年度分に入れるか、どうかということでもあります。

あと、この下の欄の標準賃借料、その右の農地標準売買価格につきましては変更はありませんが、農地標準売買価格については、一部の委員から高すぎるのではないかという意見もございましたので、そこら辺も含めまして、委員の皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から「西之表市農作業日雇賃金及び農機具使用料改定について」、ご説明がございました。これにつきましては、先程も申し上げましたが、14日に小委員と浦口委員、事務局、農業振興公社の事務局長と、農業公社の料金を参考にして、我々農業委員会の案をまとめたものであります。

これより審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。まず、一番上の欄の、一般農作業賃金の労賃を、最低賃金の引き上げに合わせて、5,200円を、5,300円にしたらどうかということにつきましては、公社の方でも5,300円としたいということで話し合いがついたところですが、この件につきましてはいかがでしょうか。
【異議なしの声あり】

議 長

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。一般農作業賃金の労賃を、最低賃金の引き上げに合わせて、5,300円に決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

それでは、全員賛成ですので、一般農作業賃金の労賃につきましては、1日、8時間で、5,300円に決定させていただきます。

議 長

続きまして、「耕耘機」につきましては、昨年同様、田、1時間・2,100円、畑、1時間・1,890円でございます。【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは、耕耘機料金につきましては、昨年同様、田、1時間・2,100円、畑、1時間・1,890円に決定させていただきます。

議 長

続きましては、「さとうきび」の項目に入ります。これにつきましては、何か、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。変更点が、植え付けの作業項目と株だしの項目であります。これは、農業振興公社の作業料金に合わせてあります。

8 番 はい、8番です。先日の農業公社の協議に私も加わっております。と申しますのが、農業公社のきびの植え付け作業料金は、昨年からすでに、今回の改定料金で作業代をいただいているものですから、農業委員会の基準と違うという問い合わせが、農家から私にありました。そのことで、公社の事務局長さんとお話したことがあるんですが、今回の協議で、「さときび、植え付け作業」のプランターによる一貫作業マルチまでの欄で、200m当たり2,730円から3,250円に、プランターによる一貫作業マルチなしで10a当たり作業料金を9,450円から11,000円に、公社に合わせて整理することになったところです。

議 長 「さとうきび」について、他にご意見はありませんか。

13 番 はい、13番です。「さとうきび」の各作業項目の作業料金が出ておりますが、この金額は、消費税込みでしょうか。

議 長 受託料金は消費税込みであります。その他にご意見はございませんか。

7 番 はい、7番です。「中出し」で機械刈りパックで1パック、1,050円となっておりますが、これは公社では、パックではなくて、トンとなつてたはずですが、どうでしょうか。トンの1,000円に消費税という形です。

議 長 その件につきましては、再度、農業公社に問い合わせ、確認いたしまして、12月に調整いたしたいと思っております。その他に、ご意見はございませんか。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは、「さとうきび」につきましては、変更のとおり、決定いたします。

続きまして、「さつまいも」に入ります。「さつまいも」につきましては、以前と変更はなく、また、公社の作業料金とも一致しておりますので、このままでいきたいと思っておりますが、これによろしいでしょうか。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは、「さつまいも」につきましては、昨年の通り決定いたします。続きまして、「ホイルトラクター」の移動料金について、ご審議いただきます。このことについて、ご意見はありませんか。

7 番 はい、7番です。この新しい農機具使用料標準額表には、「移動料金は別」と書いてありますが、これは移動距離、たとえば5km未満、10km未満、15km未満とかの距離によるものか、それとも一定のものなのか、どちらでしょうか。

議 長 これにつきましては、公社からの距離だと思っておりますが、提案したいのは、農業委員会の標準額表に、「移動料金は別」という表現を載せるか、否かということです。

6 番 6番です。今まで、この「移動料金」は取っていたのでしょうか。たとえば、50a合計、5筆の土地があれば、その筆を移動するたびに、公社は取っていたのでしょうか。

議 長 これにつきましては、私は把握しておりませんが、どなたか、受託組織に加入されている方、ご存じではないでしょうか。

2 番 移動の料金につきましては、公社からの距離で、5km未満、10km未満、15km未満等のランクがあったと思います。

6 番 たとえば、土地改良事業で業者を雇い上げると、業者は隣の筆であっても、いわゆる、歩かしても移動料金を取るようですが、公社の場合はそれはないんですか。

2 番 公社の場合は、歩かし料金ではなく、運搬の距離による料金です。いわゆる、ホイルトラクターを積み込んでおろすまでの運搬料です。

議 長 この移動料金につきましては、これまでは、「移動料金は別」との記載はしていないんですが、たまたま公社との協議の中で、その移動料金の話があったものから、ここに載せたところです。公社の場合は距離的なもので運搬料を取っているわけですが、我々、農業委員会では、該当地区内で、依頼されることが大半であると思っておりますので、移動料金まで記載する必要はないのではないかと思っておりますが、如何でしょうか。

5 番 農業委員会の場合は、要らないんじゃないですか。

議 長 はい、それでは、この件につきましては、公社での協議の時、出てきたことでありますので、農業委員会の標準額票には、記載しないでもよろしいでしょうか。
【異議なしの声あり】

議 長 はい、農業委員会標準額表には、記載しないように決定いたします。次に、これからは、全項目について意見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

2 番 2番です。「さとうきび」についてお伺いいたします。西之表市にも「精脱」が1か所ありますが、手刈、一般作業員をつかったトップ落としと料金は同じものですか。

7 番 「さとうきび」については、手刈によるトップ落としと精脱の料金は、西之表市、中・南種子町とも連携して、同じ料金で受託しております。

議 長 他には、ご意見はございませんか。それでは私の方からお尋ねいたします。この水稻の申告面積が実面積と違うので、しっかり申告してほしいとのことでありますが、これは9番委員、どういうことですか。一般には分かりづらいですが。

9 番 これにつきましては、私たちは、再受託で仕事をしているところですが、要するに申告面積が、実際の植栽面積と違うということです。料金についても10数年前に設定されたもので見直してほしいと思っているんです。あれから、燃料代等がかなり上がりまして、10年以上も変更がないという状況です。この水稻の収穫作業を受託されている方は、採算面ではぎりぎりのところでやってきているところですが、値段を上げることは、農家のことを思えば、我慢しようと頑張っております。しかし、刈り取り面積と、受託で出てくる面積が違うことが多いもんですから、値上げはともかく、面積については、正確に申告してほしいということでもあります。

極端な場合が、乾燥機が3、4台あったりしますと、ここの面積は、この乾燥機数で足りると計算して毎日動いておりますから、それが、申告面積が実際と違って乾燥機に入らないということになったら、予定が違ってしまうということになります。そういうことがありますので、面積については、正確に申告してくれということをお願いしております。

議 長 はい、今の、実面積が違うということで、受託される方も赤字になることがあるということもお聞きしますが、これから先、西之表市においても高齢化が進めば、受託者組織はますます重要になってくると思います。従いまして、この受託者側のこのような問題があるということにつきましては、この農作業料金表に、赤字でも明記したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
【異議なしの声あり】

2 番 はい、2番です。補足といいますが、自分も水稻収穫の受託をしておりますが、公社のあり方といいますが、さとうきびの場合は、出来高で作業額が決まっています。トン当たりいくらということになっておりますが、米の場合は、10a当たりいくらということになっていきます。できれば、何石だったらいくらとかいうように、量に統一していただいたら、このような問題は起こらないのではないかと思います。これはあくまでも、自分の意見です。

議 長 サトウキビのように出来高で作業料金を決めていただきたいということですか。

5 番 その問題の一番は、乾燥であると思います。量によって燃料も必要となるでしょうから。

議 長 他にはございませんか。

5 番 7番です。いま、2番委員から出たんですが、その田んぼの面積の受託料ということですが、出来高で行けば面積に関係なく、公平にいくと思います。しかし、収量がなければ、面積をこなしても赤字に陥るということも出て来ます。

議 長 はい、その辺のところにつきましては、公社の中にも、受託者組織連絡協議会もありますので、今後、充分ご検討いただきたいと思います。他にはございませんか。
【異議なしの声あり】

はい、それでは、「標準賃借料」の項に行きたいと思います。「田」についてはいかがでしょうか。10a当たり13,000円と11,000円となっておりますが。

一応、標準額であります。標準額は、定めておいて、あとは本人同士の話し合いということもあるでしょうから。これでよろしいですか。
【異議なしの声あり】

議 長 次に「畑」です。この畑につきましては、私の担当する地域でも、色々問題がありまして、一つ、提案をしたいですが。それは畑かん完了畑についてです。

一応、「畑かん使用料を含む。」となっています。畑かん使用料というのも問題ですが、維持管理費ですが、10a当たり、1,850円だそうです。そのうちの電気料が、1400円くらい掛かって、それがかなり嵩んできているということでもあります。そういう中で、この維持管理費は、借りた人が払うのが本当ではないかなと私も思いまして、実際、借りた人の口座から、引き落とされている例もあるそうです。畑かん完了畑の、14,000円というのを少し下げて、維持管理費は、借りた人が払うとしたら如何なものか、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

7 番 はい、7番です。自分のところは、畑総が完了して水が来ているところは、10a当たり、15,000円が、標準となっております。但し、面積が10aくらいと狭いところについては、10a当たり、10,000円で、畑かん代は別に払っている形をとっている所もあります。

議 長 統一して、畑かん代は、借りた人が払ってくださいというのはどうですか。

7 番 そうしていただければ、はっきりするのではないですか。

議 長 現和地域はどうでしょうか。

8 番 はい、8番です。私のところは、今、会長がおっしゃいましたように、10a当たり14,000円で、そのうちの水代等1,850円、2,000円を差し引いて支払いをしております。

12,000円は、耕地整備完了畑の基準ですから、これでよいと思います。

議 長 賃貸料は12,000円にして、維持管理費は、借りた人が払うということですか。

8 番 畑かん料込みでは、14,000円で、その場合は、土地を貸した人が、畑かん料は納めるということです。

議 長 私の考えでは、畑かん料も借りた人で払うという考えですが。

8 番 高齢者の方は、そのほうがよいという方が多いと思います。地代の12,000円だけ、自分に支払ってほしいという方が多いです。

9 番 畑かん料込みでいくと、貸した人が畑かん料を払わないケースもあると聞きますが、この辺はどうですか。

13 番 はい、13番です。確かにあります。前の会長時代にもこの問題は色々出ました。借りた人が払うのか、それとも込みで、貸した人が払うのかという問題です。以前は、借りた人が別個に払うということになっていたんですが、これが込みで14,000円ということになってしまったわけです。

あとは、当事者同士でそれぞれ話し合ってくださいということになっていましたが、畑かん使用料には、土地改良区としては、滞りが出てきています。

だから、以前のように借りた人が別個に支払いをするということに戻れば、そこらへんが解消するのかなと思っています。

9 番 ただ今、聞いた通りだと思います。会長の提案のとおり、畑代は畑代で支払い、畑かん代は、借りた人が別個に支払うと表記すれば、やりやすいと思います。

議 長 8番委員もそれでよろしいですか。

9 番 それも、借りた方が、畑かん代を払わないと、後で、最終的には所有者が払わなければいけないことになり、問題が残ると思います。

13 番 土地改良から見ますと、地権者に畑かん料は原則、請求するわけで、ただ、貸し借りがはっきりしている場合には、借りた人に請求することにしています。

議 長 ヤミ小作の解消というのも、我々の重要な仕事ですが、そこら辺は適切に指導することにして、ただ、所有者が県外にいる場合などが、滞りが多く発生するようです。いちよう、維持管理費は、別ということでもよろしいですか。それと、耕地整備完了畑の土地代は、12,000円ということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。
【異議なしの声あり】

議 長 それでは次に、「売買価格」についてはどうでしょうか。「田」につきましては、上が50万円、下が30万円となっておりますが、これでよろしいでしょうか。

7 番 田につきましては、たまに、あっせん依頼がありますが、道もない、耕作条件の悪い田につきましては、下の、30万円は高すぎると思いますが、どうでしょうか。

2 番 今の「下」を中にして、「中」の下に、「下」として10万円を設けたらどうでしょうか。

議長 なかなか、現在では田の売買も少ない状況の中で、県外の、現地を知らない所有者の方が、今の基準の上が50万円、下が30万円での売買でのあっせん等が出てきた場合、現状に合わない気もしているところです。

5 番 5番。私は、「上」と「中」にして、「下」は設けず、相対とした方がよいと思いますが、如何ですか。

12 番 この田の標準売買価格は、あくまでも標準でありますので、このまま基準は持っていた方がいいのではないですか。相対によって、価格は変わると思います。どうしても田がほしい方は、少し高くても買うでしょうし、また、こちらから買ってくれと頼むときは、また、ちがうわけですから。やはり、基準は決めておいた方がよいと思います。

議長 基準は持つべきですが、たとえば「下」なんかは、今の基準のままでは、「あっせん」では、成立しないで残っていく状況になると思います。

13 番 私は、「下」は、10万円でもいいんじゃないかと思ます。そして、今の「下」の30万円を中にしたらどうでしょうか。

議長 はい、それでは、上が50万円、中が30万円、下が10万円ということによろしいですか。 【異議なしの声あり】

議長 それでは、「田」につきましては、上が50万円、中が30万円、下が10万円に決定させていただきます。

それでは、その他にご意見はございませんか。

12 番 会長、確認ですが、先程の「畑」の標準賃借料はどのような表現になるのでしょうか。畑かん完了畑も借賃については、耕地整備完了畑と同じ、10a当たり12,000円の賃借料の表現で、畑かん使用料は借手が支払うということになるんですか。

議長 はい、それにつきましては、現在、畑かん完了畑が、畑かん料を含むということで、14,000円となっておりますが、ここを見直して、標準賃借料は、その下の耕地整備畑と同じく12,000円とし、注記として、ただし、畑かん使用料は、借手の負担とするという表現になります。

8 番 8番です。この畑かん完了畑の維持管理費には、水の使用料や電気代のほかに、大型レインガン共同施設の維持費なども掛りますので、そういうことを考慮すると、貸主は、この貸し料でよいのか、問題が出てきます。この通常の維持管理費と、大型レインガン共同施設の維持費は別になっていきますので、私は先程、会長の意見にもあった通り、10a当たり13,000円にすべきだと思います。単なる耕地整備完了畑よりも、畑かん完了畑の方が、価値、土地代は上にしないと、貸主は合わないと思います。

7 番 7番です。13番委員、この大型レインガンの維持管理費は、年間いくらでしょうか。

13 番 手持ち資料がないもんですから、調べてみないと具体的にはわかりません。

議長 このレインガンの維持管理費につきましては、土地改良理事長に調べていただいて、12月の総会で、標準賃借料についてははっきり決めた方がよいと思いますが、如何でしょうか。 【異議なしの声あり】

議長 それでは、次に、「畑」の標準売買価格は、上が55万円、中が40万円、下が30万円といたしましたが、これでいかがでしょうか。

5 番 畑につきましては、あっせん等申し出の実例売買でも、50万円台はありましたので、このままでいいのではないですか。

議長 一部に高い、という意見もありましたが、標準額につきましてはこれで通してきておりますので、今回も見直しはしないということで、よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】

はい、それでは、畑かん完了畑の賃借料につきましては、12月定例会で最終的に決定し、1月の農業委員会だよりに載せるということにいたしますので、よろしく願いいたします。




以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局
議長

1、12月行事予定について説明。

その他、意見はございませんか？・・・・（他、委員の意見はなし。）
それでは、以上をもちまして平成24年11月定例総会を終了します。大変、ご苦労様でした。

平成24年11月19日

| | | | |
|----|---|---------|---|
| 会 | 長 | 日 高 弘 三 |  |
| 11 | 番 | 岩 本 延 男 |  |
| 12 | 番 | 下 園 茂 |  |